#### (目次)

- ●国内の動き ····· 1 ~ 3
- \*「子どもの権利条約」閣議決定へ
- 「閣議決定」政府案の問題点 子どものページ…… 4 ~ 5
- ェルハーレン教授との懇親会
- \*5月5日イベントお知らせ
- ····· 6 ~ 7
- \*外務省「国内行動計画」の問題点
- ストラリア:アボリジニ と権利条約
  - ●会員の声

3月13日、

「子どもの権利条約」の

る。

批准承認案が閣議決定された。いよい

よ批准は秒読みの段階に入ったといえ

..... 8 題字イラスト/土田義晴

条約についての国民的コンセンサスを

の者)から分離されなければならない では、同条で子どもが「成人(18歳以上 は37条の留保である。外務省の説明書 条1項の2か所。とくに問題になるの

旨規定している」ことが現行制度

あ



定だが、決定そのものは評価できる。 り、けっして早いとはいえない閣議決 先進国を含む114か国が批准してお れてから2年あまり、世界ではすでに 審議に焦点がうつるが、今回の決定に ついて問題がないわけではない。 この閣議決定を受けて、今後は国会

問題点を3点指摘しておこう。 条約が1989年11月20日に採択さ

子どもへの れるはずであるが、まったく予算なし 約を批准した国は、 置は不要」とまで言い切った。この条 「広報義務」(42条) が課さ 少なくとも大人や

デンは、 のか。スウェ で広報が可能 ための政府予算 広報 1 0

ネットワーク代表・喜多明人さんが書いた中学生向けの「権利条約」解説書『わたしたちの独立宣言子どもの権利条約』(ポプラ社刊、1,500円)。書店を通じてご注文を! の1か 言」をつけて ることである。 准に際して「留 まりを支出して として7億円あ いる (本誌1号)。 第2には、 やっ 解釈宣

批

宣言が9条と10 1か所。解釈 留保は37条(c)

らの声をふまえて十分に審議を尽くし 体から指摘されており、国会ではこれ 趣旨から、すでに批准したフランス(本 て、条約についての国民的コンセンサ スを得られるよう努めてほしい。 とくに、子どもの意見表明権尊重の 以上の問題はすでに各界の個人・団

設けてもらいたいものである。 含めた市民の意見を幅広く聴く機会を 誌1号参照)のように、ぜひ子どもを

する政府の姿勢の問題点を指摘してき 権利に関する条約の説明書』)。 る」とも述べている(外務省『児童の 立法措置を必要としない」としたこと の条約の実施のためには、新たな国内 たが(1~2号)、閣議決定は「予算措 である。しかも「予算措置は不要であ 第1に、政府が従来の主張通り「こ 本誌ではすでに「何も変えない」と

をえまい。

ただし、条約では

〈成人Ⅱ

げを狙ったなどの見方が出るのもやむ 年」として手厚く保護する年齢の引下 用語」)問題への波及を恐れたとか、「少 然であり、「代用監獄」(5頁「基本 えてこの条項だけを留保したのは不自 歳で分離)と抵触するためという。

など)。 18歳以上〉と政府が認めた意味は大き 新聞3月30日付、 だ(朝日新聞3月29日付「社説」、日経 は世論をまきこんでの展開になりそう 照)。とくに「子ども」か「児童」かの論争 ある(この点について詳しくは次頁参 の権利条約」の政府訳をめぐる問題で く、今後とも注目しておく必要がある。 第3は、 閣議決定に付された「児童 教育新聞3月21日付

(喜多明人)

## 問題点が山積み!

# 児童の〜」で提出された〈権利条約〉 批准承認案件

政府は、条約批准の国会承認を求めるにあたって1つの留保と2つの解釈るにあたって1つの留保と2つの解釈るにあたって1つの留保と2つの解釈を対した。条約の名称を「児童」にして訳文を公表条約の名称を「児童」にして訳文を公表条約の名称を「児童」にして訳文を公表を対の名称を「児童」にして訳文を公表を対し、子どもをはじめとは度を変えないし、子どもをはじめとは度を変えないし、子どもをはじめとする国民に、条約を広く積極的に知らずる国民に、条約を広く積極的に知らずる国民に、条約を広く積極的に知らでしょうか。国内は問題がないので、世界の子どもたちの権利保障にむけて国際協力を推進するというのでしょうか。

# 留保・解釈宣言ともに不適当

認められています。

認められています。

の国を締約国にする目的で本条約でもの規定に賛同できないために批准・加の規定に賛同できないために批准・加条約全体の趣旨に賛成ではあるが一部条的全体の趣旨に対成ではあるが一部の規定には拘束され、「留保」とは「この規定には拘束され「留保」とは「この規定には拘束され

自由を奪われた者は基本的に20歳で分年院法など「国内の関係法令により、どもの取扱い)について、少年法や少どもの取扱い)について、少年法や少政府は、37条(0)(自由を奪われた子

の尊厳を尊重して取り扱われていない がみ」留保すると述べています。 子どもが人道的に、人間の固有の尊厳 子どもが人道的に、人間の固有の尊厳 子どもが人道的に、人間の固有の尊厳 ようにすることを国に義務づけ、"成 人との分離"や"家族との接触"の権 人との分離"や"家族との接触"の権 をの分離"や"家族との接触"の権 がみ」留保すると述べています。

> じ効果を意図して行なう宣言です。 的かつ迅速な方法』で出入国の申請を もう一つは、10条1(家族再会・再統 ものであり、出入国管理法に基づく退 する旨の宣言」です。 取り扱うとの義務はそのような申請の 国は、この規定にいう『積極的、人道 のではないと解する旨の宣言」です。 去強制の結果として児童が父母から分 ような特定の場合について適用される の規定は父母が児童を虐待する場合の 結果に影響を与えるものではないと解 合のための出入国)について、「我が 雕される場合については適用されるも 分離禁止)について、「我が国は、こ 解釈宣言の一つは、9条1(親子の

て要です。での解釈宣言は、法務大臣の広範とつの解釈宣言は、法務大臣の広範とつの解釈宣言は、法務大臣の広範とつの解釈宣言は、法務大臣の広範とつの解釈宣言は、法務大臣の広範

政府は、条約の批准・実施を求める政府は、条約の批准・実施を求める政府は、「非嫡出子」差別の禁止、高校のば、「非嫡出子」差別の禁止、高校のば、「非嫡出子」差別の禁止、高校のに、「非嫡出子」差別の禁止、高校のに、「非嫡出子」差別の禁止、高校のに、「非嫡出子」差別の禁止、高校のに、「非嫡出子」差別の禁止、高校のに、「非嫡出子」差別の禁止・実施を求めるでほしいものです。

が、事実上留保と同

**感」国会提出を閣議決定** 児童の権利に関する条約 繋髪 新立法不要と判断 CHORRED TO THE WASHINGTON **他の非額がも指摘であるの**・円数人を投むと略を T. C. S. S. C. WASTAN 教育は土地の公園語で、ASS権利養養のであすべ 政府国会提出を決定 閣議決定を報じる新聞記事

# ×名称・訳に多くの問題

際児童年」といわれたり、すでに批准

の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。 の対象とすべきだったでしょう。

もので、権利の主体として子どもをと らえる条約の基本理念を反映した用語 す。「児童」という用語は、子どもの 童の権利に関する条約」としたことで ますが、「児童」の方がよいという根 なってしまうという「反論」もみられ からすれば18歳を過ぎても子どもに りません。この表現にたいしては、親 子ども、親と子どもという関係のなか の対象。としての子ども観に立脚する 権利の観点からすればもっぱら、保護 拠にはなりません。 からしても、「児童」はふさわしくあ で子どもの権利保障を考えていること ではありません。また、条約が大人と 政府訳の問題の第一は、名称を「児

いられていると主張されますが、国内ど一般に法律用語として「児童」が用さらに、児童福祉法や児童手当法な

たのが朝日の対応で、3版までは「児

毎日は「子ども」とした。おもしろかっ産経・日経・東京などが「児童」をとり、

国際文書との関連で、たとえば「国国際文書との関連で、たとえば「国民の行命保障した条約であると受けとめ権利を保障した条約であると受けとめたくいのではないでは20歳未満、道路交通法では6歳かでは20歳未満、道路交通法では6歳かでは20歳未満、道路交通法では6歳かでは20歳未満、道路交通法では6歳かでは、中学生や高校生が、自分たちの相」が定められているように、「子どもの相」が定められているように、「子どもの祝日に関する法律のなかに「子どもの祝日に関する法律のなかに「子どもの祝日に関する法律のなかに「子ども」も法律用語なのです。「児童」の年齢は不統一で、か法での「児童」の年齢は不統一で、か法での「児童」の年齢は不統一で、かには2000年によりによりではないではないでしょうか。

閣議決定以来の動きを、かいつまん

で日誌風にまとめてみた。

> 性差別の禁止を目的とした条約の訳と るのです(この「女子」という用語も、 年には「女子に対するあらゆる形態の ども」はダメという理由にはなりませ かし、以前使用していないことが「子 究者などの訳から十分学ぶことなく、 もの~」とすべきでしょう。 差別の撤廃に関する条約」とされてい 権に関する条約」と訳され、1985 55年に批准した条約は「婦人の参政 ん。womanを例にとると、日本が19 されているという意見もあります。 している国際人権規約では「児童」と訳 しては問題で、「女性」とすべきです)。 以上のことからして、名称は「子ど また政府訳は、これまで出された研

ブリーフィング(説明)を行なわせる。 対き、今回の批准承認案件についての招き、今回の批准承認案件についてのに変更している。

### 日誌

外務・法務・文部各省からそれぞれ2

人ほどが参加。同党内ではその後、関

地での取り組みの報告を受けたほか、 大公日──日教組、「『子どもの権利 大公日──日教組、「『子どもの権利 を約』の批准と実施をめざす3・24~ 条約』の批准と実施をめざす3・24~ 条約」の批准と実施をめざす3・24~ 条約」の批准と実施をめざす3・24~ を開催。各県から教 でのを利している。

> 再検討されるべきでしょう。 政府解釈にあわせようとする意図的な また、28条160の中等教育の無償制導 的な」と不統一な訳出をしています。 語にしています。また、21条60では「養 訳と思われますし、17条(1)と30条では ば、32条1・37条()・45条()などは誤 いろいろ問題点を含んでいます。例え 訳文もみられます。政府訳は全体的に し、無償教育の導入を「例示」とする 入の部分にわざわざ「例えば」を訳出 います。さらに、primaryを3条では な、現在の法律用語にはない訳をして 家」という、家制度を連想させるよう 先住民を「原住民」という不適切な訳 「主として」にし、18条では「第一義

(荒牧重人)

多明人氏らが指摘。今回の批准案件についての問題点を喜

報告もあった。報告を行なったほか、国会議員からの報告を行なったほか、国会議員からのた緊急集会を実施。永井憲一氏が情勢うなる? 子どもの権利条約」と題し大5日──〈子どもの人権連〉、「ど

点について報告を受け、議論。 実施。留保・解釈宣言・政府訳の問題 もの権利条約に関する各界懇談会」を ◆4月8日――日弁連が「第6回子ど

政党等に提出した。(構成/菅源太郎)批准にあたっての要請書」を政府・各加盟)も「『児童の権利に関する条約」議を実現するための連絡会」(50団体が議を実現するための連絡会」(50団体が

#### S

·差別というのはおたがいをよく知らないために起こる。 ネットワークのような存在にがんばってほしい」 -ベルギーから来日したフェルハーレン教授らとの懇親会報告

行なった。その模様をかいつまんで報 らとの懇親会の機会を設け、10代のメ 3月25日(水)にフェルハーレン教授 どもの権利研究・文書センター〉 どの招きでベルギーからE・フェル 告する。 ンバーが中心に情報交換・意見交換を 各地で精力的な講演活動を行なった。 障害児教育などに携わるフェルハーレ 際的な第一人者として知られている。 するなど、子どもの権利論に関する国 の権利に関する数々の国際会議を主宰 ているカッパラーレ氏もあわせて来日、 ン夫人、少年司法分野を中心に研究し ント州立大学)の所長を務め、子ども ハーレン教授が来日した。同氏は〈子 〈子どもの権利条約ネットワーク〉も、 3 月 23 日 〈子どもの人権研究会〉な (水) から4月1日(月)

## ●子どもたちの「請願キャンペーン」

期批准を求める署名や手紙を送ったと ベルギーでは30万人以上の子どもたち かがえたが、なかでも注目されたのは 気持ちを表現した。ベルギーの18歳未 て字の書けない子は絵を描いて自分の いう話(請願キャンペーン)。小さく が、政府にたいして「権利条約」の早 **懇親会では興味深い話がたくさんう** 

満人口は200万人足らず。約7人に ちの問題に取り組んでいる地域グルー 中心的役割を果たしたのはベルギーの ろいろな問題――たとえば戦争の問題 なく、もっと世界中で起こっているい 働きかけを行なったことになる。 1人の子どもが直接、政府にたいする プも、キャンペーン用のリーフレット ユニセフ国内委員会ですが、子どもた えようとしたことがとても重要です」 など、開発途上国で起こっているよう で起こっていることについてだけでは な問題についても子どもたち自身が考 「子どもたちは、自分たちの身の回り 一子どもたちに条約を知らせるうえで

同教授、



フェルハーレン夫人、

右側の女性から、

を広めるなどしてその動きに協力しま うことなどもできたのです」(カ氏) した。また、地方自治体の協力も得る ことができ、学校で情報を流してもら

### 「4つの主要戦略

立していくロビー活動がある。 と、②集団で訴訟を起こして判例を確 る多くの国で行なわれているようなオ くわけて、①ノルウェーをはじめとす のようなものである。 の主要戦略〉に言及。 ンブズワーク活動(5頁「基本用語」) 利益を代弁する活動をすること。大き ①子どもの擁護活動(Child Advocacy) 権利。を進めていくうえでの〈4つ 他に、フェルハーレン氏は"子ども 大人が子どもにかわって子どもの その4つとは次

うのは考慮に入れられてこなかった。 子どもが単なる研究対象としてしか扱 よって、これはまったく新しい戦略と まなことをやっていくようにすること。 ちが自分たちのイニシアチブでさまざ ②子どもに関する研究――これまでは を社会的な場面に押し上げることに -organization)を行なってきた。それ の活動を通して、自律的組織化(Self 子どもたちはもともと、遊びや学校で (3)子どもの自律的組織化― 知識を手にすることができる。 てみることによって、まったく新しい しかし、子どもの視点から物事を眺め われておらず、子ども自身の意見とい -子どもた

**まり、あなたたちがいまやっているよ** の間にある溝を埋めていく活動。 (4)ネットワーキングー 大人と子ども

受け、こんなエールを送ってくれた。 葉で話してくれたのでよくわかった」 ずかしくなく、みんなに理解できる言 うな活動です」(フ氏) まずは大人が子どもを尊敬していくこ と子どもがいっしょになって動いてい よかった。また、言っていることがむ いうのはとてもむずかしいのですが、 持っています。ですから、いまのとこ るネットワークの活動に非常な感銘を だったのが残念。帰りがけに廊下で交 はほとんど知らず、ちょっと勉強不足 意深くこちらの話を聴いてくれたので とが大切です」 ろ大人と子どものパートナーシップと ンさんらの態度に感銘を受けたようだ。 た」(和田洋子さん)と、フェルハーレ わしたちょっとした会話が楽しかっ - 大人は子どもにたいして大きな力を 最後にフェルハーレン教授は、大人 **、日高雄三くん)、「ベルギーについて** 参加した10代の感想は、

ばっていってくれることを望みます」 略はとてもすばらしい。もっとがん おたがいのことをよく知らないために 大切。その点、このネットワークの戦 に交換して、それを広めていくことが 起こるものですから、情報をおたがい 「そして、差別というのはおたがいが

(構成/平野裕二)

#### 子どものページ

#### 《罄魚本基》

- ●「締約国」、一个権利条約」を批准。()ま たは条約に加入した国のこと。(「姓 進りとは、なめ条約を守め、その内 容にあうように国内の法律や制度を **公共各友富富公庆五名「大英名革委** ないずれ批准します、という意 **バ**タル各署 / 多岩<del>緑石</del>る大映表多店 この署名をやらずた批准と同じ 数旨の宣言を行なうことが「加入」 なお、、3月20日現在、締約国は109か 国、署名国は133か国。
- **◆代用監獄(\真\)遠緒された人物** (被疑者)を、法務省の施設である 拘置所ではなく警察の留置場に収容 する制度。犯罪捜査にあたる警察自 身が被疑者の身柄を管理するため、 人のとなべ暴や要許白白るよぶ寒響 権侵害の温味となりており、人人人 子どもなどはその被害にあいやすい 代用監獄は、、国際人権規約委員会、 国際人権連盟、マムネスティ ターナショナルなどから国際的非難 。在44分泌密查
- **製立//設**弁/(夏本/)女+マズママ大● た置かれている人々の権利が侵害さ れていないかどうかを、第三者的な 立場から監視する活動。)その活動に 携わる人のことをオンプズマン(最 近は性差別への配慮から「オンズズ えるなな動な業績をバタススメイン **文化な外々なある/ と呼ぶ。 / / / 女上什种太女上什<u>夫</u>父女长的北欧諸** 国农名《公话券。日本公本》、《刘靖市 る対象中やイスタメストを選供と 大権を対する。スペンス大人大大会社 ある。詳しくは、日弁連第34会人権 実会特役と第4々ではくくを大鶴載 行委員会編「子どもの権利オンプス 。照卷((吹郵朱白))(火火
- *专人太开长手*仪黄木7<u>55年交</u>次本文图 火スにもともと住んでいた先往足。 ちなみにタスマニアの先往足は1876 **并被制力大能减少处。**

#### 子どもの権利条約ネットワーク

#### どうする? こうする! 子どもの権利条約

昨年に引き続き、「こどもの日」にあたる5月5日に ネットワークのつどいを開催します。やはりメインは10代 からの発言。条約の当事者である子どもたちが、この条約 をどう受けとめ、これからどうしていくのかについて語っ てもらいます。もちろん、いま話題の焦点になっている国 会審議がどう進んでいるかの報告もあり。こぞってご参加 ください。

#### プログラム

①映像「世界の子どもたちと条約」

好光 紀 (日本ユニセフ協会)

②報告「このままでいいのか、日本の批准?!」

菅 源太郎(ネットワーク事務局長)

③10代からの発言----

問題提起「どうする? こうする! 権利条約1

4)意見交換

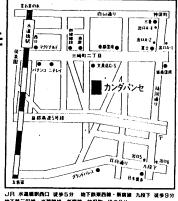
時:5月5日(火) A

午後1時~5時

所:カンダパンセ

参加費:500

※終了後、懇親会を予定しています。 会費:大人4,000円・子ども2,000円。



主催・問い合わせ:子どもの権利条約ネットワーク

**☎**03-3433-7990(月·金曜日/午後1時~4時)

#### Internationa Movement

存在がわかった外務省「国内行動計画

族計画

(6)基礎教育と識字

(4)女性の役割、 (3)食糧と栄養

ことが、外務省に確認した結果わかっ 実は91年15月の時点で作成してあった は「いまのところない」と記したが、 的な行動計画の作成にとりかかる気配 さい「編集部注」として、日本が総合 することになっている件については、 91年末までに「国内行動計画」を作成 9月) の目標を実施するため、各国が 本誌前号の1頁で紹介してある。その 「子どものための世界サミット」(90年 (1)現状 (7)特に困難な状況下の子供 ●国際協力の強化 (2)今後の施策

❺国内行動計画のモニタリング及びレ

枚という分量である。まずはその目次 ミット」のフォローアップ)』で、外務 を見ていただこう(原文ママ)。 400字詰原稿用紙にしてだいたい28 国内行動計画(「子供のための世界サ 省がとりまとめたもの。本文は15頁で、 ★「国 題名は『西暦2000年に向けての 内行動計画」 要旨

> (5)家庭(家族)の役割 ❸我が国の児童をめぐる現状と 母体の健康、 家 らに、「特に困難な状況下の子供」の項 なっているエイズの治療・予防のため 触れているのみで、日本国内でも大き ない児童」、「薬物乱用問題」について とんどないし、なぜか「子どもと環境 いない。世界的にも国内的にも問題に では「障害を持つ児童」、「保護者のい の問題はまるまる抜け落ちている。さ にどんなことをするかという言及はほ

②子供の健康 (1)児童の権利条約 国の貢献

体をなしていないという問題点もある。 あいまいで、ほとんど「行動計画」の ついても目標設定や具体策がきわめて 第二に、せっかく触れている問題に

いては何の言及もなしである。

まったく「汗 行動計画」の問題点

ビュー \*参考資料 -2000年までの主要

とは率直に評価できよう。しかし、そ が一夜漬けで作ったレポートのような まりにも問題が多く、はっきりいえば の内容については以下に示すとおりあ な「国内行動計画」を作ったというこ ★「政 「政策」の名に値しない、まるで学生 とりあえず、91年末までにこのよう 策」の体をなさず

計画」の各項目を充分にフォローして まず、サミットで採択された「行動

セフ・ユネスコ・WHO(世界保健機構)

んど「犴」をかこうとしていない。ユニ

金を出すことばかり書いてあってほと

第三に、国際協力の分野について、

2総論 ●序文

②途上国の児童をとりまく状況と我が (1)我が国の児童をめぐる現状と課題

ミット実施法案」(前号参照)とは違っ 進する」というのはただの理念設定で 題である。 要かについても記されていないのも問 計画」を具体化するためのものなのだ あって、ふつう行動計画とは呼ばない。 て、実施のためにどのような予算が必 ではお話になるまい。アメリカの「サ が、後者のほうがまだ具体的というの 「国内行動計画」はサミットの「行動 **「振興を図る」「充実に努める」「更に推** 

な問題になっている難民の子どもにつ 本は、子ども最優先の原則。であった **0についても「協力の強化に努める」** べきであり、できあがりしだい全文を はずだ。であるならば、こうした行動 問題は大きい。「世界サミット」の根 たくの密室で作られてしまったという とさらりと書いてあるだけなのである。 おらず、実際に援助を担っているNG などの存在についてはまったく触れて いるくせに、たとえば海外青年協力隊 ど「汗をかかなければいけない」といっ かし、戦争にたいする協力にはあれほ ちろんけっこうなことだし、<br /> **ODAの** などの国際機関にお金を出すことはも **新聞等で発表すべきだった。ブッシュ** 計画の作成には広く国民の声を集める て熱心に自衛隊を海外に送ろうとして 充実も基本的にはいいことだろう。し ―宮沢の「日米行動計画」は新聞に全 最後に、この「国内行動計画」がまっ

子どもたちが参加できようはずもない。 している。しかし、この秘密主義では 係が必要であり、特に子どもたち自身 の努力に参加するよう呼び掛ける」と の協力を求める。我々は、子どもがこ 動計画の実施には「さまざまな協力関 率直にいって、この「行動計画」は サミットの「世界宣言」は、これら行

すら掲載されなかったのである。

文公開されたのに、こちらはその存在

だろう。 のこのていたらくはどうしようもない から対案を出していかなければ、政府 全面的見直しが必要である。市民の側

**[6]** 

#### 外の動

#### オーストラリアとアボリジニー 各 玉 の 動 き \*

オーストラリア社会に組み込まれた

また、条約について専門的・公的な教 あまり(正確には)知られていない。 条約がどのようなものかということは しかしいまだに誤った情報が飛びかい、 ての各省間・政府との協力関係がほと 育がなされておらず、条約施行に際し 日に「子どもの権利条約」を批准した。 んどないのも問題である。 オーストラリアは1990年12月17

をスタートさせた(同年9月の時点で Council of Social Security), HR トラリア社会保障評議会「(Australian まだ進行中)。ACOSSとは「オース EOCとは「人権・機会均等委員会」 ACOSS/HREOCプロジェクト いっぽう、政府は1991年1月から Comminission)のことで、現在、オー (Human Right and Equal Opportunity (NGO)が大きな役割を果たしている このような状況において非政府団体 ストラリアの司法

オーストラリア 人口 1,681万人 首都 キャンベラ |条約がどのような 「の。 としてとらえ を調査中である。 影響を与えるのか るならば、全体的 基準を定めたも たちの生活の最低 条約を "子ども

శ్ఠ

である。 子どもたちが直面している状況は例外 はないといえるだろう。 にみてオーストラリアが違反すること トラリア先住民であるアボリジニーの ただし、以下に示すとおり、オース

## ★差別的状況に置かれるアボリジ ニー

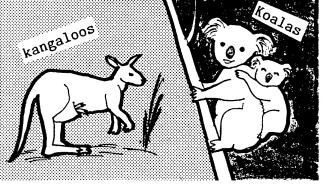
れていない。たとえば-ちには最低限度の社会的生活も保障さ おいて、アボリジニーは経済的にも社 8人に1人は学校に行っていない。 オーストラリア人のそれの2倍の ・アボリジニーの幼児死亡率は、 る。とくに、アボリジニーの子どもた 会的にも非常に低い位置におかれてい 9歳以下のアボリジニーの子どもの 白人社会となったオーストラリアに 白人

おかれていることに原因があるのであ ニーが社会的・経済的に無権利状態に 性者となっている。 %以上が、家庭内暴力や幼児虐待の犠 れ、逮捕率や検挙率も高い。逮捕など 子どもたちの問題は大きく取りあげら に代わる手段もあまりとられない。 少年司法において、アボリジニーの アボリジニーの子どもたちのうち50 **ーこうしたことはすべて、アボリジ** 

太平洋 国土面積

の全領域において

り、きわめて懐疑的なのが現状である。 まのところ、次の発言に示されるとお ように条約を受けとめているのか。い もたらすことはないだろう。 なことである。しかしながら、悲しい それでは当のアボリジニー自身はどの いくうえでも大きな意義を持つのだが、 ボリジニーのこうした現状を改善して どもの権利」について触れており、 いってオーストラリアの社会に変化を ことに、この条約が批准されたからと 権利条約』を批准したのはとても重大 「オーストラリア政府が、『子どもの 条約は第27条で「生活水準への 、第30条で「少数者・先住民の子



答は何もない。 ぜなら、国際条約というのは国内法に 出したが、いまのところ政府からの返 たちアボリジニーも協力して意見を提 どにも影響を及ぼすが、経済的諸政策 組み入れられるものであるため、国内 アボリジニーにたいする抑圧を条約に リジニーの子どもの保護に関して調査 は後まわしにされてしまう。 が先行し、アボリジニーに関する政策 意味がないからである。 法そのものが変わらないかぎりあまり よって除去するのは不可能に近い。 を行なって報告書を作成したとき、私 1984年、法律改正委員会がアボ 条約は政府な

楽しみにしている」 どのように条約が解釈されていくかを けるだろう。しかし、条約そのものに いて懐疑的であるか、わかっていただ ついては喜んで受け入れたい。今後、 これで、なぜ私達が条約の効力につ

もこれを参考にして、もっと真剣に条 乱が生じているようである。日本政府 **准に至ったため、施行される段階で混** ろうか。 約に取り組んだ方がよいのではないだ きちんとした論議がなされないまま批 ※本稿は、フィリップ・オルストン編 Australia』をもとにしてまとめたも The UN Children's Convention and オーストラリアでは、条約に関して (日高美穂)

### ヘメッセージ〉

は「大人の人権も守る」ということで ★「子どもの人権を守る」ということ

★熱心な活動に敬意を表します。私は

(新宿区/望月由孝)

編集後記 ~~ **☞** ▶フェルハーレン教授らとの懇親 う、子どもの権利条約」というささや なばかり20名。PR不足もあってなか かな会をもちました。学生を含むおと ★3月8日、広島郊外で「読んで語ろ え、共に考えていくことが重要だ。 は、自分の身近な人に条約のことを伝 約を本当に実効あるものにするために ★国際社会・日本国内において権利条 さあこれからメイ ディッシュだというときにいきな り教授から「通訳をしろ」と言わ (中野区/小野寺慶子) れてしまい、とうとうチキンカツ は食べられなかったものの、話の 内容はとても興味深くて感銘を受 けました。◆とくに教育と条約に 関して、その権利内容を①教育へ の権利 (rights TO education)、 ②教育を通じての権利 (rights THROUGH education)、③教育にお のでは? 発足しました。 ける権利 (rights IN education) の3つに分類していたのが印象的

ニュースを期待しています。 み出しました。今後ともホットな なか広がりませんが、小さな一歩を踏

化した教師、そして受験へと追い込む る。予備校化した学校、サラリーマン の問題は学校による子どもの虐待であ による子どもの虐待だ。しかし、日本 ★現代欧米社会での問題の一つは、 (広島/徳本達夫) 親

モラル・サポートを絶やさぬように努 あまりお役に立てないと思いますが、

(杉並区/新井

亨

権を確立することが、い れていない。子どもの人 管理の対象としか考えら 親たちの中で、子どもは 重要な所以である。

VOICE

VOICE

(埼玉/高島通敏)

へお問い合わせ)

A:ネットワークは昨年11月17日付で いるので、入会したことになっている Q:私は以前からいささかカンパして たくさんのガンパでこ

2000円 れたばかりの条約の政府訳について、 (年会費— **3月13日、ついに権利条約批准の閣** 〈事務局だより〉

ていただきたく、お願いいたします。 恐縮ですが改めて入会の手続きをとっ 費によって運営をしていきますので、 とうございました。ネットワークは会 えて下さった方々には、本当にありが れまでのネットワーク準備委員会を支 大人3000円、子ども

荒牧さんのレクチャーで勉強会をしま か?」という問いあわせがありました。 どんなことをしているところです 新聞の記者から、「ネットワークとは 日の夕方、文部省の幹事社である朝日 談話をファックスで送りました。その 関係5省庁の記者クラブに喜多代表の 議決定がなされました。前日、急きょ した。権利条約は、訳についても、 3月21日の運営委員会では、発表さ

> なるでしょう。 残したまま今国会で批准されることに 保条件についても、さまざまな問題を

しょう。みなさん、是非参加して下さ 生活レベルの問題との接点をさがしま 考えと行動にかかっているのです。カ れるかどうかは、これからの私たちの ことを言いあいながら、条約と日常の ンダパンセで行なう5月5日のつどい (5頁参照)では、みんなで言いたい 権利条約を意味のあるものにさせら

とともに、訂正します。 関係者および読者の皆様にお詫びする の会」の連絡先が間違っていました。 前号でご紹介した「権利条約・熊本

熊本県高教組内

 $\mathbf{2}$ 

T子どもの権利条約」No.3 1992年 4 月20日発行 ★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク 東京都港区海岸

1-6-1-831

①は28条(教育への権利)と29条

(教育の目的) という条約の教育

関連規定を指し、②は42条(条約

広報義務) が教育を通じて果たさ

らないということです。◆海外で のこうした考え方を知るため

もっと国際会議などの場に出て

いって交流する必要があると痛感 しました。なおフェルハーレン教

授来日の件については毎日(4月

4日付)、朝日(4月10日付)、『A ERA』(4月7日号)などで報

(平野裕二)

れなければならないという意味 そして③は12条から16条という子 どもの自己決定権を定めた規定が 教育において尊重されなければな

<del>22</del>03-3433-7990

(月・金曜日/午後1時~4時)

FAX, 03-3433-7369

じられています。

★発行人 / 裏多明人

**達火 平野格**之

**\***#**全**養 3,000円 18基未満2,000円

\*郵便振替 東京8-750150

★印刷 **樹M企画** 

[正] 〒860 熊本県熊本市京町

1—12—2 熊本県教育会館 2階